

平成27年第2回東村山市総合教育会議会議録

○平成27年10月5日（月）東村山市役所いきいきプラザ3階マルチメディアホールに招集した。

○出席委員は、下記のとおりである。（6名）

渡部 尚、町田 豊、當摩 彰子、吉村 正、小関 禮子、森 純

○関係職員の出席者は次のとおりである。

教育部長	曾 我 伸 清	企画政策課長	安 保 雅 利
教育部次長	肥 沼 卓 磨	企画政策課主査	東 要 介
教育部次長	青 木 由美子	企画政策課主事	橘 尚 紀
統括指導主事	谷 口 雄 磨	子ども家庭部長	野 口 浩 詞
教育支援課長	大 西 弥 生	子ども家庭部次長	田 中 宏 幸
庶務課長	清 水 高 志	子育て支援課長	森 脇 孝 次
経営政策部長	小 林 俊 治	相談支援係長	高 橋 靖 子
経営政策部次長	清 遠 弘 幸		

○本会の書記は次のとおりである。

企画政策課 主査 東 要介

○会議事件は次のとおりである。

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議題

「東村山市教育施策の大綱（案）」について

- 4 その他

「教育の諸課題について」

- 5 閉会

午前9時00分 開会

○渡部市長 ただいまから平成27年度第2回東村山市総合教育会議を開催いたします。

本日、教育委員の皆様には、教育委員会前の大変お忙しいところお集まりをいただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろは当市の教育行政推進に当たりましてご尽力いただいておりますことに改めて感謝申し上げたいと思います。

それでは、議題に入る前に、本日の会議における配付資料の確認を事務局からお願いをいたします。

○安保企画政策課長 それでは、改めまして、おはようございます。事務局であります企画政策課長の安保でございます。よろしくお願いいたしますします。

それでは、配付資料の確認と、本日この後の議題にかかわります同席者をあわせてご紹介をさせていただきます。

それでは、まず配付資料の確認をさせていただきます。事前配付させていただきました資料といたしまして、まず、本日の次第でございます。その後、資料1、東村山市教育施策の大綱（案）についてでございます。次に、本日の席次表でございます。次に、平成27年第1回東村山市総合教育会議会議録、こちらは写しでございます。次に、教育施策の大綱、次に、教育の諸問題ということで、A3の折り返しの資料をお配りさせていただいております。

あわせて、本日机上配付させていただきました資料といたしましては、まず、切れ目のない相談・支援体制における子供への支援の全体イメージ（案）が1点ございます。それから、東村山市立小中学校教育課程検討委員会設置要領がございます。

以上6点を配らせていただいております。もし不足等ございましたら、事務局までお伝え願えますでしょうか。よろしくお願いいたします。

それでは、あわせて、本日、議題にかかわります所管といたしまして同席しておりますこちらの行政側のほうをご紹介させていただきます。

まず、教育支援課長、大西でございます。

○大西教育支援課長 おはようございます。

○安保企画政策課長 子ども家庭部長、野口でございます。

○野口子ども家庭部長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

○安保企画政策課長 同じく、子ども家庭部次長、田中でございます。

○田中子ども家庭部次長 田中です。どうぞよろしくお願いいたします。

○安保企画政策課長 子育て支援課長、森脇でございます。

○森脇子育て支援課長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

○安保企画政策課長 同じく、子育て支援課相談支援係長、高橋でございます。

○高橋相談支援係長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

○安保企画政策課長 それから、申し遅れましたが、指導室統括指導主

事、谷口でございます。

- 谷口統括指導主事 おはようございます。よろしくお願いいたします。
- 安保企画政策課長 以上でございます。
- 渡部市長 それでは、会議に先立ちまして、傍聴の関係について進めたいと思いますが、前回の第1回目で原則公開ということでさせていただきました。

特段今日の議題については個人情報等の取り扱いはございませんので、傍聴を許可したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

- 渡部市長 異議がございませんので、傍聴人の入場を許可いたしますが、よろしいですか。それでは、事務局、傍聴者の入室をお願いします。
- 安保企画政策課長 現時点で傍聴者18名いらっしゃいます。

午前 9時05分 休憩

午前 9時07分 再開

- 渡部市長 それでは、会議を始めさせていただきます。

傍聴人の皆様、おはようございます。ここで、傍聴される方にお願いがございます。傍聴していただくに当たりまして、お手元にご配付させていただいております「傍聴者の方へ」の内容を遵守していただきますようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。改めて、皆様、おはようございます。本日、第2回東村山市総合教育会議にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

前回は本教育会議の設置についてのさまざまな決め事をつくらせていただきまして、一定の議論をさせていただきました。おかげさまでスタートとしては大変充実した議論ができたのではないかというふうに思っております。

本日は、前回に引き続きまして、教育大綱の策定に向けての議論を進めさせていただくとともに、前回、教育関係の諸課題について若干議論させていただきました。

議会のほうも、先週の金曜日で9月定例会を終わって、教育関係もいろいろとご意見、ご指摘もありましたので、それらも踏まえながら、前回、これは教育会議で議論させていただきたいというふうをお願いした件について、今日は若干掘り下げてお話し合いができればなというふうに思いますので、よろしく願い申し上げて、開会の挨拶とさせていただきます。

それでは、早速でございますが、次第に沿って進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、「東村山市教育施策の大綱（案）」についてということでございますので、本件を議題とさせていただきます。

8月4日に開催いたしました第1回の総合教育会議におきましては、大綱について、総合計画の「みんなが楽しく学び、豊かな心を育むまち」の基本目標に基づいて、五つの施策の方向性を位置づけるということで、教育委員各位のご賛同をいただきました。

本日は、さらに前回の内容から幾つかご意見いただいて、市民にわかりやすくしたほうがいいのではないかとか、いろいろご意見ありましたので、それらを整理して肉づけを事務局のほうでいたしましたので、ご説明申し上げて、改めて皆様からご意見をいただければというふうに思っております。

それでは、早速ですが、事務局より説明をお願いいたします。

教育部の庶務課長。

○清水庶務課長 教育部庶務課長の清水でございます。よろしくお願いいたします。

前回、8月の総合教育会議において、大綱の考え方につきまして、東村山市第4期総合計画前期基本計画と、平成27年度東村山市教育委員会の教育目標及び基本方針を踏まえたものを作成し、五つの施策の方向性や主要施策などをご了承いただきました。

今回は、前回の会議を踏まえて、前回ご提出させていただいた案をもとに肉づけを行いました。また、「市民の方にわかりやすいものを」というご意見がございました。そのため、教育大綱、こちらの東村山市教育施策の大綱（案）の2ページに、体系化してわかりやすくしたものをつくらせていただきました。

改めて、この五つの大きな施策の方向性を説明させていただきます。

こちらは、東村山市第4次総合計画前期基本計画の三つの施策大綱、

「生きる力を育む学校教育を充実する」、「健やかで豊かな心をもつ青少年を育成する」、「生涯にわたる文化・学習活動を充実する」に、教育環境と特別支援教育にかかわる二つ、「子供が安心して意欲的に学べる質の高い教育環境を推進する」、「子供一人一人に応じた支援を充実する」を加え、五つの大きな施策としてお示ししてございます。

この五つの大きな施策の方向性のもとに、主要施策を位置づけました。こちらのほうは、東村山市教育委員会の教育目標及び基本方針の東村山市教育委員会主要施策「9の取組」を取り入れ、東村山市第4次総合計画の施策の部分を主要施策として考え方にお示ししてございます。

そして、その下に具体的な取り組みを作成いたしました。こちらも、東村山市第4次総合計画と、27年度の教育委員会の教育目標及び基本方針を踏まえたものとなっております。

では、施策の方向性、主要施策の取り組みについて、一つずつ説明させていただきます。

資料の3ページをごらんください。まず、「1 子供が安心して意欲的に学べる質の高い教育環境を推進する」ですが、未来の東村山の担い手である子供たちが、意欲的に学べるように、教育環境の整備を進めていくというものでございます。

まず、一つ目の主要施策「(1) 質の高い教育環境を整える」では、**■教育課程の編成及び指導方法の工夫・改善**、**■小・中学校間の連携の強化**、**■いじめ防止等に関する取組の推進**、**■学校施設の老朽化対策等の推進**の四つの取り組みを推進してまいります。

昨今話題の多いいじめの防止では、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進め、関係機関との連携を強化するなどを行い、いじめの未然防止に取り組んでいきたいと考えております。

二つ目の主要施策「(2) 教員の資質・能力を高める」では、**■体系的な研修の質的充実**、**■学校の組織的な課題対応力の向上**、**■服務に関する研修の充実**を進めていきたいと考えております。

先日の議会でもご指摘ございましたが、教員の質的向上には体系的で充実した研修が欠かせないものと思われれます。また、体罰などの防止にも力を注ぐ必要がございます。

三つ目の主要施策「(3) 家庭及び地域・社会の教育力向上を図る」では、**■子供たちの生活習慣の改善**、**■家庭との連携の推進**、地

域・社会との連携の推進に取り組んでまいります。

子供が安心して意欲的に学ぶためには、学校だけではなく、家庭や地域の協力が必要となります。「家庭教育の手引き書」の作成や、PTA、地域との連携を強化し、教育力の向上を図ってまいりたいと考えております。

4 ページにまいります。二つ目の方向性「2 生きる力を育む学校教育を充実する」では、次代を担う子供たち一人ひとりの個性や創造力を伸ばすとともに、自ら解決できる力とたくましく生きる力を育み、他人を思いやることのできる「いのちとこころの教育」を進めてまいりたいと考えております。また、健康で安全・安心な学校生活を送ることができるよう教育環境を整備してまいります。

一つ目の主要施策「(1) 体を鍛え、学びの基礎を徹底する」では、**■健康を保持増進する資質や能力の向上、■基礎的・基本的な内容を確実に身に付ける教育の推進、■オリンピック・パラリンピック教育の推進**を取り組みといたしました。

基礎的、基本的な内容を確実に身に付ける教育では、東村山市は、算数基礎ドリルを活用して学びの基礎を徹底してまいりたいと考えております。

二つ目の主要施策「(2) 豊かな人間性を培い、規範意識を高める」では、**■子供たちの人権教育の推進、■「いのちとこころの教育」の推進**に取り組みます。

「いのちとこころの教育」では、1月下旬から2月の初旬にかけて東村山市「いのちとこころの教育」週間として、市民の集いの開催や、学校で道徳授業の公開など「いのちとこころの教育」にかかわる取り組みを東村山市全体で実施しております。

三つ目の主要施策「(3) 健康・安全に生活する力を培う」では、**■学校給食を活用した食育の推進、■学校におけるアレルギー疾患に関わる事故の防止、■安全教育及び防災教育の推進**に取り組めます。

アレルギー疾患の事故防止では、就学時健診などを通じた相談などできめ細かい対応を取っております。また、「学校給食における食物アレルギーの対応について」という指針をつくり、保護者、校長、担任、養護教諭、栄養士などと連携し、事故を未然に防ぐことを重要視しております。

5 ページにまいります。四つ目の主要施策「(4) 社会の変化に対

応できる力を高める」では、■環境教育・キャリア教育の充実、■子供たちの情報活用能力の育成に取り組んでまいります。

スマートフォンでのソーシャルネットワークにかかわる事件が数多く発生しておりますので、情報モラルの確立や適切な活用が重要視されているところでございます。

三つ目の施策の方向性「3 子供一人一人に応じた支援を充実する」では、全ての子供たちが楽しく充実した学校生活を送れるように支援してまいります。

一つ目の主要施策「(1) 充実した学校生活になるように支援する」では、■特別支援教育体制の充実、■学校での読書活動や図書館の整備・活用の推進に取り組んでまいります。

特別支援教育体制の充実では、特別支援教育の理念に基づき、乳幼児から学校卒業までのライフステージを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を促した地域の一人として生きていける力を培う教育を着実に進めてまいります。

二つ目の主要施策「(2) 教育相談の体制を整備する」では、■教育相談体制の強化と、■関係諸機関等との連携の推進を取り組みとしてまいります。

教育相談体制の強化では、幼児相談室との一元化を図り、相談体制を強化してまいります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、いじめや不登校の未然防止、早期解決をしてまいります。

6 ページにまいります。四つ目の方向性「4 健やかで豊かな心を持つ青少年を育成する」では、青少年の自立心を培い、健やかな体と豊かな心を持つ責任感のある人間として育成するため、家庭・学校・地域社会が一体となって、青少年を取り巻く環境の整備に取り組んでまいります。

主要施策「(1) 青少年育成環境の充実を図る」では、■青少年の非行を防ぐための健全な地域環境づくり、■小学生の放課後の安全・安心な居場所づくりの推進、■心豊かで自立した青少年を育成するための環境づくりに取り組んでまいります。

「なぎさ体験塾」や、白州山の家での自然体験、ボランティア活動を通して、青少年の豊かな人間性を育むとともに、地域の担い手として活躍できる青少年を育成してまいります。

最後、五つ目の「5 生涯にわたる文化・学習活動を充実する」では、市民が生涯を通じて自ら学び、スポーツなどに親しむことができる機会を充実させます。文化・歴史・伝統に対する市民の関心を高め、文化の保護と振興に努めるとともに、市民の自主的な活動を支援していきます。

一つ目の主要施策「(1) 市民文化・生涯学習活動の支援・充実を図る」では、■市民文化・生涯学習活動の推進、■社会教育施設の機能の充実と老朽化対策等の推進、■市民文化・生涯学習活動の担い手の育成を取り組みとしております。

ふるさと歴史館での体験授業、伝統的な祭りばやしの出前授業、公民館では各種講座、図書館では読み聞かせなどの子供の読書にかかわる支援などを行ってまいりたいと考えております。

7ページにまいります。二つ目の主要施策「(2) スポーツ活動の振興を図る」では、■スポーツ施設の環境整備、■スポーツ教室やスポーツイベントの開催を取り組みとしております。

町民運動会や今週の市民大運動会の開催など、各種スポーツ教室を実施し、生涯スポーツを親しむ機会を充実させていきたいと考えております。

三つ目の主要施策「(3) 歴史・伝統文化の保護・振興を図る」では、■文化財の保護と活用、■歴史・伝統文化の拠点整備を取り組みとしております。

「下宅部遺跡展」の開催や、市有形文化財の指定などはこの活動に当たります。

私からの説明は以上となります。

○渡部市長 ありがとうございます。

教育部長とか次長のほうで何か補足ありますか。どうぞ。

○曾我教育部長 5ページをお開き願います。今、庶務課長から説明ございましたが、(1)の「充実した学校生活になるように支援する」という内容で、「特別支援教育体制の充実」ということが掲げられておりますが、その前段の2行目に「乳幼児期から学校卒業までのライフステージを見通した多様な教育」となっておりますが、乳幼児を入れると「教育」が、少し言葉が特化し過ぎてしまうかと思うので、その点について、ご議論いただきたいと存じます。

あと、「生きていける力を培う教育」、ここも「教育」になってお

りますので、今後、乳幼児と一体的な支援をしてまいりますので、「支援」とかそういう内容での意味合いですので、少し意見をいただきたいと存じます。

(2)の「教育相談室の体制の整備」というのが掲げられておりますが、その前段の下のところでございます。「乳幼児相談室と連携を強化します」ということですが、今後の見通しを見ると、そこはもう古いというか、現在のところになりますので、今後の体制ということでご意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

私からは以上です。

- 渡部市長 目標3については若干動きがあるので、そこと文言が実態とどうなのかということがありますので、後ほどまたそこは議論させていただきたいと思えます。

教育施策の大綱については、前回、位置づけそのものをどう考えるかということが一つございました。市の最上位計画としては総合計画があって、その中には教育分野も包含されていて、一定の政策目標が掲げられていますので、それとの整合をどのようにするのか。

それからまた、教育委員会は教育委員会として毎年、総合計画を受けて、かつ、各教育施策のさまざまな課題を踏まえて、毎年度教育目標と方針を定められているので、新たに法に基づいて策定しなければならない教育施策の大綱が非常に中二階みみたいな形で「取り扱いが難しいですね」という議論はさせていただいて、とはいえ、つくらなければならないので、総合計画と、毎年教育委員会で作っておられる教育目標と方針の中間的というか、両方をつなぐような機能を当市としては考えたかどうかということの中で、事務方で、前回、2ページ目ですかね、施策の方向性と主要施策までは示していただいて、ご議論をいただいたわけですが、今日はより具体的な取り組みについてお示しをしていただいたので、私が申し上げるよりは、教育委員の皆様の方がいろいろ日ごろ教育行政に携わっておられるので、「ここはもう少しこういう表現にしたほうがいい」とか体系についても「ここはこう変えたほうがいいのではないか」というようなご意見、ご指摘があれば順次承っていきたいと思えますが、いかがでしょうか。あるいは、何かご質問があればまたお願いしたいと思えますが。いかがでしょうか。

○町田委員長 細かいところまで行ったところで、戻るような話ですが、この大綱の位置づけとして、中間ぐらいのところ、施策の方向性として5番のところの「生涯にわたる文化」というところがありますが、多分この1、2、3、4、5が何かのときに大きく出てくるのかなと思います。

そうすると、5のところ、「文化・学習」に含まれているのだろうけれども、「スポーツ」という言葉がここに挟まれたらいかがかなというふうに思います。

もちろん、その後のことに書かれているのですが、使い方として、1、2、3、4、5と大枠で何か出すようなときに、最後、5番目の「文化」というのがあったら、「文化・スポーツ・学習活動」という一言入れてもらおうと、スタートのところ、いいかなと、小さいところですが、最初にちょっと気がついたので、それはいかがでしょうか。

○渡部市長 はい。今、町田教育委員長から、方向性の5ですね、柱の部分に、5については、いわゆる学校教育関係ではない部分になるわけですが、文化と来れば、やはりスポーツ宣言都市である本市、スポーツ入れなくていいのか、こういうご意見なのですが、いかがでしょうか。

○當麻委員長職務代理 賛成です。

○渡部市長 吉村委員、いかがですか。

○吉村委員 賛成ですが、さらに、「スポーツは文化だ」という考え方もある。その辺強調していただけるか、文化でスポーツを包含しておくままでいいのか。その辺を決めていったほうがいいかなと思います。
私は、スポーツ都市宣言をやられているので、スポーツというのを
出していただくほうがありがたいと思っています。

○渡部市長 では、「スポーツは文化だ」という議論もあるのですが、どうしても文言として、スポーツが柱の中に一つも出てないと、ちょっとどうかということもあるので、5については「文化・スポーツ・学習活動を充実する」ということで、スポーツを追加することによってよろしいでしょうか。

(異議なし)

○渡部市長 では、そうさせていただきます。

そのほかご意見。どうぞ、吉村委員。

○吉村委員 小・中学校の連携の強化、これは非常に結構だと思います。

その前に、この大綱はとてもよくできていると思いますので、ご尽力いただいた関係者の方、すばらしいと思っております。

その中で、次に、教育の諸課題のところ、中学校の2学期制、3学期制をこれから考えていこうという本市にとっては、中学校と高校の、「連携」という言葉は書けないですが、何かそれを前面に押し出すような文言があってもいいのかなというふうに思いました。

その一つ、小・中学校の連携の強化はいいのですが、加えて、3の「子供一人一人に応じた支援を充実する」のところの一番下になりますか、6ページが一番上になります、「関係諸機関との連携の推進」のところ、「保育所・幼稚園との連携を充実させる」というのがあるわけですね。そうすると、それは入り口のところですよね。

前回、出口のところの連携、それは中学校の高校の連携があるからこそ、2学期制を3学期制にしてはどうかという議論をこれからしていかなければならない。となると、「進学や就職を考えた中学校教育を充実させる」というような文言が一つあると、これからの議論がやりやすいのかなというふうに思いました。

○渡部市長 ありがとうございます。

「高等学校との連携」というところもどこかに入れたほうがいいということなのですが、いかがですか。

○吉村委員 ちょっとよろしいですか。

○渡部市長 どうぞ。

○吉村委員 「連携」というときつ過ぎるのではないかなと思うので。

それで、中学校教育の中に、進学したい者、就職したい者がいるから、その辺のしっかりした教育を充実させたらいかがか。そうすると、2学期制、3学期制が議論しやすいのではないかと思います。

○渡部市長 どこの項目に、どういう文言を入れるかというのが、ちょっと。

○町田委員長 この次に質問しようと思ったのが、まさに吉村委員の言っているところの前の部分で、「小・中の連携」ということで、「幼」が入らないのかなと思っておりました。

だから、もちろん吉村委員より先に話があったのですが、やはりつながっているという部分と。それと最近、これは個人的な話ですが、今、小学校へ入る前の、就学前の子供たちの教育という部分では、やたらと保育園の充実ということで来ているのですが、確かに今、東村

山の幼稚園は私学しかないし、教育委員会から今外れているところにあるので何とも言えないですが、でも、やはり幼児期の教育というのは大変で今でこそ大切な部分になってきているので、ここら辺のつながり。たとえ教育委員会と離れているかもしれないけれども、何か幼・小・中・高という並びの部分、今すぐどこに入れろというものもあるのですが、必要かなと私は思っています。

実際今、教育委員会からは幼稚園が離れていますが、でも、大切な部分かなと思います。

- 渡部市長 実態としてどうですか。今、就学前の幼稚園、保育園と、各小学校との連携、それから、小・中は今ご努力されているのですが、高校との進学に向けて各中学校の、例えば、進学のガイダンスに高校の先生に来ていただいて説明会をやっていたりというようなことがあるのだと思いますが、実態としてどういう今連携があって、今後どういうふうにしていければ、今両委員方からお話があったようなことがより深まるのでしょうか。

その辺何か、事務局のほうで、「今こんなことをやっています」とか。

どうぞ、教育長のほうから。

- 森教育長 高校の関係でいいますと、高校の先生が中学校に来て授業をやったり、あるいは、逆に中学校の先生が高校に行って授業をやったり、あるいは、久米川東小学校の芝生の手入れなどには市内の都立学校の子供たちが来てやってくれているとか、そういうことで、部分的ではありますが、関係はできていますね。

それから、先ほど町田委員長からありました一元化、幼稚園との関係ですね。一元化に向けて、子ども家庭部のほうでも、後ほどお話があると思いますが、一元化を進めていく上では、幼児の教育との関連というのは非常に重要になってきますので、その辺を今後より一層深めていく必要があるだろうなというふうに思っているところです。

事務局のほうでほかに補足があれば。

- 青木教育部次長 どの程度の連携をしているかというのは、これからまたさらに学校から聞き取りなどをしていきたいところですが、例えば、高校の先生をお招きしての出前授業であったり、それから、中学生が高校に出向いての上級学校訪問だったり、上級学校訪問は、いずれの学校も多少の差はあれやっているかと思います。そういったとこ

ろで連携はしていけると考えております。

- 渡部市長 では、今日の時点では、文言と、どこに、どういうふう
に体系づけていくかということについては、まだ具体的にこうだとい
うことがお示しできないかなと思うので、この件について、もう少しご
議論あればいただきたいと思いますが。

あと、それ以外で何かあれば、時間に限りがありますので、ほかに、
今のことでも結構ですが、ほかのことで特に何かあればいただきたい
と思いますが。

- 當麻委員長職務代理 町田委員長や吉村委員のご意見と関連すると思
いますが、この教育大綱について、読みやすいものにしていただいて、
まずそのことをうれしいなと思っています。

私がこれを読んだときに、例えば、自分がこのどこにかかわって
いるだろうと。例えば、そのことを何かお手伝いすること、また、自
分が生きている中での、自分が今どのライフステージにいるのだろ
うということを考えながら読ませていただきました。

そのことを考えたときに、一元化ということも本市の大きな、18
歳までということとなっているということも加味して、吉村先生のご
指摘のように高校につながるというところ、また、町田先生のご意見
のように小学校までにつながるというところで、それぞれ、例え
ば、小学校までにつながるころは、家庭というものの中でとか、地
域が子供たちをどのように育むかというようなことがやはりこの中で
あらわされる。

また、いろいろ課題を抱えている方々がご相談いただけることを1
8まで市のほうできちんとつなげられるということの中で、そういう
大きなところを踏まえた中での文言整理をしていただけることが大変
うれしいことかなと思います。

あと、ちょっと細かいことに触れさせていただきます。4ページの
一番上の部分、「保護者の立場とニーズに基づいて、P T Aの主体的
な取組ができるよう、P T A役員会での情報交換や研修会などの」と
いう、このところですが、これがちょっと意味合いとしてどういうこ
とを具体的にしているのか、ちょっとイメージをつかみにくいなとい
うことがございますので、もしできましたら、ここの部分ももう一度、
こういうことができるといい、したいのだということをもう少し練っ
ていただければいいな、イメージしやすいのにとというふうに感じまし

た。

私がとりあえず感じたことはそんなところでした。

○渡部市長 ありがとうございます。

4 ページの部分については、何か事務局の方で補足はありますか。當麻委員からは、何を言わんとしているのかちょっとわかりづらいというご指摘ですが。

○吉村委員 助け船というか、よろしいですか。全てがそうなのではないですか。具体的にこうやろうということは大綱にはほとんど書かれていないので、これからのことなのではないでしょうか。それを我々は注目してチェックさせてもらっていけばよろしいということなのではないでしょうか。

○渡部市長 ありがとうございます。

吉村委員から助け船を出していただきましたので、そこも踏まえてちょっと考えさせていただければと思います。

そのほかございますでしょうか。小関委員。

○小関委員 2点あります。

1点目が、4 ページ目の学校教育の充実、2番、大きなところですが、この中の一番最初の文言です。「自ら解決できる力」という文言ですが、自ら解決、何を解決するかというのがはっきりしないので、そこは例えば、「課題解決」と入れるか、あるいは、考える力ということが本当にこれから大事になるということですので、「自ら考え」ということを入れていただくか、「基礎・基本の確実な定着」ということが書かれているのですが、それと同じくらい、「子供たちの考える力を高める」ということをどこかに入れていただければなと思います。

それにかかわって、(1)の黒い四角の2番目ですが、ここは比較的長い文章ですね。とても重要なことが書かれています。「子供たちと向き合う時間を大切にする」とか、「学習意欲を高める」ということですが、ちょっと読むと、「子供たちと向き合う時間を大切にする」、これは教師の立場ですよ。「時間的・精神的なゆとりの中でじっくり学ぶ」のは子供たちなので、このあたりをもう少しはっきりさせたほうがいいのではないかと。場合によっては二つに分けてもいいのかなというような気がしました。

ここで本当は「考える力」というのをに入れていただく、「思考力」

を入れていただければと思ったのですが、少し盛りだくさんになるのだとすれば、2番の大きな四角の下に「考える力」、「思考力」ということをぜひ入れていただきたいなと思いました。

それから、2点目ですが、6ページの青少年の育成です。これも本当にしっかりまとまって東村山の進むべき方向というのがはっきり示されていると思いますが、「いのちとこころの教育」は東村山市の特色ですよ。いのちを大切に、こころを育てる、これは学校教育だけではないので、この4番の中に何らかの形で入らないかなと思います。

で、考えましたのは、「(1) 育成環境の充実を図る」の四角の最初ですが、「青少年の非行を防ぐための」とあります。これは、非行を防ぐということよりは、やはり「子供たちのこころを育てる」ということだと思いませんか。「非行を防ぐ」ということが前面に出ることよりは、やはりこころを育てて、そしてそれが非行防止につながるのであればいいのですが、「非行を防ぐ」ということが前面に出なくても良いと思います。

○渡部市長 はい。小関委員から、4ページの2ですね、生きる力を育む学校教育の充実については、「考える力」、「思考力」という文言、それから、柱の4の青少年の健全育成については、「非行を防ぐ」というどちらかというネガティブな言い回しではなくて、「こころを育てる」とポジティブな文言に整理をしたらどうかというご提案でしたので、事務局で検討いただければと思います。

その件に関して、ご異論はないと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○渡部市長 ほかに。よろしいでしょうか。

(なし)

○渡部市長 今日幾つかのまた新たなご指摘をいただきましたので、柱の中に文言として「スポーツ」を入れるということは決定させていただきました。

あと、幼児教育や高等学校等、要するに、市教育委員会が担当している小・中以外の部分との連携とか連絡とか、文言も含めてどういう言い方をするかということがありますが、それをきちんと柱に据えて、今回、後ほど議論になりますが、幼児相談と教育相談の一元化と

ということで、0歳から18歳まで、いわゆる児童福祉法の児童の範囲内については、教育支援課で相談窓口を持つことになっていきますので、そういうことを踏まえてもう一回、柱のどの部分に、どういう文言で整理をするのか、もう一回入れていただくということでお願いしたいと思います。

それからあと、小関委員からありました、2のところ、「考える力」ということと、4のところ、「いのちとこころの教育」、あるいは、「こころを育てる」という内容を盛り込んでいくべきだということで、これについても皆さんからそうすべきということでもありますので。

そのほか、今日はよろしいでしょうか。

では、協議事項の1であります教育施策の大綱の案については、きょう皆様からいただいたご意見を踏まえて、再度、事務局、教育長と私のほうでもう一回協議して、もう一度提案をさせていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次に、教育の諸課題についてお話を進めさせていただければというふうに思います。

前回、「教育の諸課題についてもこの総合教育会議の中でお話をさせていただければ」というふうに申し上げて、私のほうから幾つか、それから、委員の皆様からも何点かご指摘をいただきました。

また、先ほど申し上げましたが、先週の金曜日まで市議会9月定例会がございまして、今回26年度の決算審議ということもあって、教育関係でも数多くのご意見をいただいたところであります。

全てを紹介できませんが、特別支援教育については体制が変わる、体制というか、拠点校化をするということがありましたし、あと、やはりいじめの問題、子供の貧困の問題、先ほどから話題になっています教育相談と幼児相談の一元化の問題、さらには、不登校の問題や、基礎学力の向上、先生方の資質向上、研修のこととか、いろいろ出されているところでございます。

また後日もし必要があれば、教育委員の皆様にも、どういうご議論が議会であったかはお示しできればなというふうに思っております。

それから、9月の最終日に補正予算のご審議をお願いしまして、今回、補正予算で、教育関係では、特別教室へのエアコンの設置に向けて、設計費の予算を計上させていただいたという動きもあったところ

であります。

そういった中で、前回私のほうから話をさせていただきました教育委員会と市長部局が一緒のテーブルでお話をするということで、今一番注目されている課題として、幼児相談室と教育相談室の一元化に向けては、これは教育委員会にとっても、また、我々市長部局にとっても非常に大きなことなので、これについては継続してこの総合教育会議の場で議論をさせていただきたいということでお話をしておりました。

それで今日は、今、幼児相談室の所長をしております子ども家庭部の職員が出席をさせていただいていますので、現状どこまで、どういう形で進んでいて、どういうことが課題になりつつあるのか、この場で教育委員の皆様と私どもで意識を共有化できればなと思っておりますので、お時間をいただいて、幼児相談室と教育相談室の一元化に向けた取り組みについてご報告をお願いしたいと思います。

事務局のほうから。教育支援課長。

- 大西教育支援課長 私から、幼児相談室と教育相談室の一元化、いわゆる切れ目のない相談・支援体制の整備というところで、平成27年度に入り、幼児相談室から事業の引き継ぎ、また、ケースの引き継ぎを進めていくところですが、現状について、また、現状の課題についてご説明をさせていただきます。

この話が進み出したのは、もう数年前からであります。近年、福祉の分野、また、教育の分野双方で言われてきたのは、早期発見、早期からの継続的な支援の重要性ということが、様々な分野で言われてきております。

このことを念頭に置き、さまざまな検討部会、また、幼児相談室との日々のやりとり、また、幼稚園、保育所の現場の先生方の声、また、保護者の方の声をお聞きし、私たちのほうでどんなことを大切にしていけばいいのかということ議論してまいりました。

これらのことを参考に、本日お配りいたしました資料「切れ目のない相談・支援体制における子供への支援の全体イメージ（案）」を作成しましたのでご覧ください。

こちらの中央部、太線で囲まさせていただいてあるところに、「切れ目のない相談・支援体制」、所管としては教育委員会の教育支援課でやらせていただくわけですが、そこでやっていきたい事業7点を示さ

せていただいているところです。

事業詳細につきましては、さまざまな場面でご説明をさせていただいておりますので、ここの場での詳細の説明はいたしません。基本的には0歳から18歳までのお子さん、また、その保護者の方、保育所、幼稚園、また、それらを取り囲むさまざまな機関からの専門的な相談をお受けいたします。

相談の内容といたしましては、入り口は全てというふうに捉えておりました。お子さんの発達や体、言語、性格、行動、知能、学業、進路に関する事、また、子育ての悩み等を、臨床心理士や特別支援教育士、今後の状況によってはほかの専門相談員も採用しながらやっていきたいと考えております。

こちら、切れ目のない相談支援体制、今申し上げたとおり、心理士や医師などによる専門的な相談を通じて、本図の上下にあるような関係所管、また、関係機関、そこで実施されている施策等をつないでいく役割を持つこととなります。東村山市役所の横断的な組織というような形でかかわらせていただくようなことになると考えています。

今後は、幼児相談室に新たにきた新規ケースにつきましては、教育相談室の相談員が同席をさせていただくなど、途中で担当が変わることがなく、スムーズな引き継ぎができるような体制について、準備を整えているところです。

これまで準備を進めてきた中でさまざま見えてきた課題というのが、やはりどうしても、「幼児相談室がなくなる」ということが、ひとり歩きというか、そのイメージがすごく浸透してしましまして、保護者の方、幼稚園、保育所から、そのことへの不安感であったり、ご心配の声というのが多々寄せられております。

現状、今後やっていく方向性というのをお示しできる段階になりましたので、それぞれの機関で丁寧にご説明をさせていただいているところです。先日は保護者の方との懇談もいたしました。また、私立保育園の連絡協議会等でも詳しくご説明をさせていただき、今後は私立幼稚園の連絡協議会等でもご説明をしていきます。

それらの機関にかかわっていない方からも不安の声が寄せられておりますので、関係している施設、例えば、ポッポさんであるとか、あゆみの家であるとか、そういうところにもこちらからちょっと出向いて、詳しいお話をさせていただいているところです。

詳しくお話をさせていただくと、幼児相談室という機関はなくなってしまうけれども、幼児相談室と同じようなことをやってくれる、まして、切れ目のない体制でやってくれるということへの期待感を含め、「できれば今までと同じような専門性をそろえてください」というような要望を多くいただいているところです。

あともう一つ課題といたしましては、幼稚園、保育園の声で一番大きいのが、「巡回相談を充実させてほしい」ということを言われております。

私ども、先ほどの7点の中にも、幼稚園、保育所、学校との連携であったりとか、早期発見、早期支援を意図したアウトリーチ機能ということで、連携には直接相談員が学校や幼稚園、保育園に出向くことというのは必要不可欠と考えております。

また、相談室へつながっていない方、相談が必要だと思われる方、ただ、なかなか利用するのは難しい方についても、日常的に生活をしている保育所や幼稚園、また、小学校、中学校での生活をよりよく充実させていくためにもご支援できればと考えております。幼児相談室全体として幼稚園、保育園への巡回の数が余り確保できていなかったという声も聞いておりますので、そこについての充実を今検討しているところです。

あと、現在検討していることは相談室の名称です。実は、「教育相談室」という名称、「幼児相談室」の名称というのは、「幼児」というのは対象とする人をあらわしています。「教育」というのは事柄をあらわしているので、単純に「幼児教育相談」と合体させるのはちょっとどうかなと考えがありながらも、「幼児相談室」という名前がこれまで長く皆様に浸透してきて愛されてきたということ、また、「教育相談室」というのも、やっていることが明快でわかりやすいということから、現在、名称も含めて、どうしていこうかというところを議論しているところです。

私からは以上です。

○渡部市長 今日、今までというか、今もですが、幼児相談室、これは社会福祉協議会さんに委託をして、全国でも先駆的に、当市は昭和52年から40年以上にわたって、幼児相談室という事業を行ってきています。

本日は、それを所掌している子ども家庭部 部長、次長、担当課長、

担当係長が来ていますので、子育て支援、福祉的なサイドから何か今の課長の今の進捗についてのお話に対して、今所管している立場として何か補足があればしてもらえますか。

では、子育て支援課長。

- 森脇子育て支援課長 今年に入りまして、こういった方針が示されまして、今まで教育部とともにこの一元化を進めているところでございます。福祉部門、教育部門というふうに縦割りのような形ではなく、社会福祉協議会とも一体となって横断的に議論を進めているところでございます。

その中で、特に母子保健の分野で、母子健康手帳を交付する段階から、子育てが始まるところの入り口から相談に乗りながら、乳児健診とか、1歳6カ月、3歳児健診、といった成長過程に合わせた健診のところも、切れ目のない支援ができるよう教育と一緒にあって、現在進めているところでございます。

そして、今もそうですが、いきいきプラザの3階部分、4階部分で教育と子育てが二層になっているのですが、そういったところも3階部分で机を一つのフロアにしながら、物理的にも連携がしっかり図れるような状況で今進めているところでございます。

- 渡部市長 ということで、現状の報告をさせていただきました。

幼児相談室と教育相談室というのは、趣旨が若干、さっき教育支援課長申し上げたように、幼児を年齢として対象にするのと、教育という事柄を対象にするという、よって立つところ、趣旨が違っていたところがあるのですが。

形としては、未就学のお子さんは幼児相談室で就学相談以降は教育相談で受けるということでしたが、だんだんさまざまな特別な支援が必要なお子さん等の相談事が非常に多くなって、二層立てになって、なおかつ、幼児相談室については社会福祉協議会に委託をしているということで、どうしても役所の縦割りの弊害がなかなかいろいろやってもうまくいかないということで、ずっと教育部と子ども家庭部等で協議をしていただいて、昨年12月に私の所信表明で一元化をするということを打ち出ささせていただいて、今、両所管とも大変苦労しているという状況ではありますが。

本件について。例えば、町田委員長、幼児教育のお立場として、今は、お仕事上は多分、幼児相談室とのかかわりがおありになると思ひ

ますが。今後、こういう点はこうしてほしいというようなことがあれば。

○町田委員長 自分の考えがまず一つと、あと、ここのところ、これが決まってから、いろんなところで質問されたり、要望されたり、仕事の場じゃないところでやたらと質問されることが多いのですが、自分の今の仕事の立場からすると、まさに幼児相談から教育相談へというつながりがよくなるということは、本当にいいと思います。

確かに今、幼稚園に通う3、4、5歳の子供たちの中では、やはり特別支援を擁する子供たちが非常に増えています。そういった中で、さっきもあった巡回相談みたいな感じでその子供たちを見に来ていただけたらとか。

もちろん幼稚園の職員もそれなりの知識はありますが、やはり専門家という部分では相談員の方のほうがすぐれていると思いますので、本当に幼児期にしっかりとそこを見きわめてもらって、適切な教育、指導をするというのは大切になってくるので、まさにそれがつながって小学校に就学しても同じ支援体制で行くというのはすごくいいことだというふうに私は思っています。

もう一つのほうで、いろんなところでお話を聞くのが、今、教育支援課長も言っていましたが、今までやってきたものが変わるということでの不安がかなりあって、これは勝手に僕の考えですが、僕の聞いた中で、幼児相談室から教育相談へ移るに当たって、今そうやって少しずつ同時進行しながら担当がという話の中で、どうしても何か教育相談となると、きつく感じるらしくて、「何か冷たいんだよね」と。

それが、1人言うんだったらそれはその人の意見かもしれないけれども、何人かに言われて、「いいけどね、何か教育相談というか、そこに移るに当たって、とても冷たい。寄り添った考えではない」という部分。

ただ、僕がそれを解釈すると、単純に言うと、幼稚園、保育園の先生と、小学校、中学校の先生と、同じ教員でありながらも、子供を指導する立場でありながらも、やはり幼稚園の先生とか保育園の先生は丸みがあるけれども、小学校へ行くともうちょっとしっかりしている、そんなイメージの違いではないかと私は思いますが。

決して悪いことはしていないと思いますが、そういうふうな意見が何件かあるのです。今移るに当たってね、「今までのほうがよかつ

た」とか。「いや、そんなことはないですよ。それってちゃんと、これから先ずっと同じ方に見てもらって、つながるといのは、とてもいいことですよ」って私は説明するのですが。

そんなところがあるので、それは特に何もなくても、やはり、何でも制度が変わるといふと不安に思ふ方がいるので、ここは必要以上に細かくといふか、わかりやすくしてあげるのがいいと思ひます。

このところ、行くところ、行くところで、そういうかかわるところでお話が出ていたので、一人二人の意見ではないと思ひますので、そんなところも注意していただければと思ひます。

でも、やることに關しては、私は何といつても、早く対処したほうがそのお子さんにとってはいいといふ中では、つながりを持てるのはいいことだと考えます。

○渡部市長 ありがとうございます。

ちょっとイメージの問題もあるのか、やはり、教育相談、どうしても就学の相談といふことがあるので、どうしても幼児相談と比べるとちょっと敷居が高いイメージも持たれがちな部分といふのがあるのかもしれませんが、その辺はイメージをどう払拭して、寄り添えるのかどうか。多分、教育相談も寄り添った支援をしていただいていると思ひますが。

○森教育長 所管に確認させていただきたいのですが、今、町田委員長からお話があったようなことも含めて、保護者の方と何回か説明会といひましようか、あったと思ひますが、そのときに出た心配事といふのは、町田委員長から出たような事柄のほかにもどういったものがあったて、説明を終わった段階でどの程度ご理解がいただけたのか、安心いただけたのか、その辺がわかるといひなと思ひますが。

○大西教育支援課長 説明会といふ改まった形ではないですが、一度保護者の会の方々と懇談会をさせていただいたのと、また、教育相談室にも同じような声が入ってくるので、その都度ご説明をさせていただいているところでは。

今、町田委員長からあったような、相談室が変わることへの不安の声が聞かれるので、「教育相談室はちょっと冷たいような気がするな」といふことへの不安については、説明をしていく中で多少払拭はされたかな、お話できた方については払拭されたと考えます。

先ほど市長からもあったように、就学相談といふ制度を通して教育

相談室に行く方々は、どうしてもそこですら体制が変わるようなイメージをすごく持たれているというのは、就学相談の担当をしていてすごく感じておりましたので、だからこそ早くから同じような体制で相談できればという話が進んでいるんだなというのを実感しているのです。やはり人がかわることの不安というのは、実はお子さんの不安ではなくて、保護者の方の不安なんですね。

お子さんに何をしてくれるのか、お子さんがどう成長していくのかということへの不安というよりも、お母さん自身が話しやすいのか、お母さん自身が声をかけやすいのかというところの不安がすごく多く感じますので、相談の体制であったりとか、窓口の持ち方であったりというのも、教育相談室だけではなくて、どうしても就学相談だったりほかの制度は残っておりますので、そこも総合的に丁寧にご説明していくと、わかっていただけの部分が多いと思います。

ただ、全員一人一人ご説明がまだできていないわけではなく、物理的に難しいので、実際に相談を進めながら身をもって感じていただくしかないかなと捉えております。

○渡部市長 小関委員、小学校で長年教鞭をとられて、校長先生もなさっておられた立場で、いかがでしょうか、今回の幼児相談、教育相談の一元化というのは。

○小関委員 私は、大きな発達支援構想ですよ、一元化って。すごくいいと思います。子供を一人一人、今不安がある方もありますが、子供理解ということなのでね、そして、それをどう支援していくかということなので。

小学校はちょっと冷たいというような話もありましたが、1対1ということよりも、少しずつ対象がふえていくということはあるのですが、最終的には子供理解ということを徹底してやっていきますし、また、個別の支援計画や指導計画というのも充実させていかれると思うので、大きな枠での本当に発達支援構想というのが大事だなと思っています。

○渡部市長 ありがとうございます。

さらには、多分、各学校との連携をどう強化していくかというのが次、大きな課題になって、議会とか、また、障害のあるお子さんの保護者の方々からも、やはり先生方によってかなり障害についての理解に温度差があるというお話も大分我々は日常的によくいただくことが

あるので、その辺をどうしていくかということも多分これから課題であらうかなと思っています。

それでは、吉村委員どうぞ。

- 吉村委員 質問ですが、子供というのは、0歳から18歳ということですか。ですね。18歳に選挙権を与えるじゃないですか。これからこの言葉の使い方は難しくなってくるのではないかと思います。「乳幼児」、「児童」、「生徒」という具体的な言い方のほうが正しいのではないだろうかというふうに思います。

まして、18歳でたばこ、酒まで認めようかという議論をしているのに、それを子供と位置づけさせていいのか。少し考えてみたいと思います。いかがでしょうか。

- 渡部市長 選挙権の問題はちょっと悩ましいところで、我々、市長部局としては、児童福祉法がやはり柱になるので、児童福祉法では0歳から18歳までは児童、子供という扱いに、一定の保護をしなければならない対象、保護、指導をしなければならない対象ということになってはいるのですが、「保護しなければならない対象が今度選挙権を持つというのはどういうことなのだ」というのは、言われてみて非常に難しいテーマですね。

- 當麻委員長職務代理 18歳未満という言葉でいいですよ。

- 渡部市長 子ども家庭部のほうで何かありますか。

- 森脇子育て支援課長 認識としては、18歳未満の方を対象にしています。18歳を迎える誕生日までが対象となります。

- 渡部市長 児童福祉法では対象になるということですね。

- 渡部市長 選挙権は誕生日から発生するんですよ。ということで、年齢の取り扱いも非常に。そうすると、児童福祉法の対象は18歳の誕生日までと。選挙権は18歳の誕生日から発生するというこのようですが。

ただ、公職選挙法上は選挙権認められているのですが、そのほかのさまざまな民法上の改正とか、その辺はまだ全然済んでないので、国もどういうふうに18歳を考えるのかというのは非常に難しいところだと思いますので、そこら辺の表現はちょっと注意をしながら、今、吉村委員おっしゃられたところを踏まえて考えていく必要はあるのかなと思います。

- 當麻委員長職務代理 本当に今お話いろいろ伺いまして、進捗状況等

も理解させていただけたと思いますが、こうなってくると本当に、18歳未満までを扱えるということの中で、本当に名称というのはとても大事なものになってくるのだなという感じを、さらに強くいたしました。

例えば、直接的な「幼児相談」、「教育相談」を意味する言葉ではない言葉も含めた検討をしていただきながら、東村山らしさをあらわした名称が得られると一番いいなと思うとともに、やはり、幼児のご相談は保護者の方に対してのものがほとんどであると思いますので、そのときのご相談の対象の年齢ですよね、もちろん本人もですが、その場の雰囲気づくりといいますか。

だから、相談を受けるほうも0歳から18歳までというところかなりの幅があると思いますので、その辺、専門家の方々のより注意深い場づくりということをお願いしたいと思います。

○渡部市長 ありがとうございます。

切れ目のない相談・支援体制についてはよろしいでしょうか。

(なし)

○渡部市長 ほかにご意見がなければ、今日はこれで終了させていただいて、また、次回以降、進捗状況、新たな課題等が発生した時点でまた会議のほうに報告をお願いしたいというふうに思います。

それでは、課題の事項で、全部は今日し切れないので、今、吉村委員からも若干触れていただきましたが、前回、私のほうから、二学期制について保護者、生徒、児童からご意見があるので、その辺については今後、教育委員会で検討していただきたい旨の発言をさせていただきましたが、その後、早速、教育委員会でも取り組みというか、前回は教育長のほうから、既に教育委員会の中でも検討委員会を設置するというお話がありましたが、その後、進捗状況が何かあれば、ご報告をお願いしたいと思います。

では、青木次長。

○青木教育部次長 それでは、簡単に進捗状況をお話ししたいと思います。

東村山市立小・中学校における二学期制の導入から、試行期間を含めて14年が経過いたしております。

この間、学習指導要領が2回改訂され、ゆとり教育の充実から、生きる力の育成への変遷をたどってまいりました。この中で、新しい学習

内容の導入に伴う授業時間数の見直しが行われ、国際社会で活躍する日本人を育成するための教育が推進されてきました。

本市でも、授業時間の確保を主な目的として、二学期制の教育課程を導入し、さまざまな教育課題に対して対応してまいりました。

今後、おおむね3年後には現在の学習指導要領が改訂される予定であり、これまでの経緯から大体10年に1度の学習指導要領の改訂なので、30年度小学校、31年度中学校というように予想されるわけですが、指導室としましては、その趣旨を踏まえた教育活動の実施に向けて、指導方法や評価の見直しを行うとともに、これまで実施してきた2学期制のあり方についても改めて検討したいと考えております。

現在の進捗状況としましては、東村山市立小・中学校教育課程検討委員会を設置し、これまでの2学期制の成果や課題に関すること、今後の学期制のあり方などについて、現在の本市の子供たちの実態を十分に考慮しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

さきのタウンミーティングでも、夏休み前に子供の学習状況を把握したりですとか、進路決定、進路選択に不利益がないようになどというご意見もいただいております。

また、さらに、先ほども申し上げた授業時数の確保ということも検討していかなければならないと思います。今後、本市の子供たちにとってどうすることが一番適しているかということを検討していきたいと考えます。

検討委員会の構成ですが、有識者、小学校、お手元の資料にもありますので、後ほどごらんください。小学校及び中学校の校長会の代表者、それから、保護者の代表者、教育部長となっております。

今後の予定としましては、第1回目の検討委員会を10月16日に予定しております。そこでは、検討委員会の皆様から学期制についてのご意見を伺いながら、教職員や保護者などからのご意見をアンケート調査などで把握し、年度内には今後の方向性を明らかにしたいと考えております。

以上でございます。

○渡部市長 早速取り組んでいただいております。ありがとうございます。

本件について何か、というか、中身的にはむしろ教育委員会の話なので、私がとやかく言う筋合いではないので、お願いをした立場なのですが、よく検証していただくということによろしいのではないかと

思います。

何かご意見ありそうですが、當麻委員。

- 當麻委員長職務代理 本当に教育委員会の中でも皆で一生懸命考えて、教育委員たちも要ると確信しておりますので。
- 渡部市長 では、今後、検討委員会で議論を進めて、最終的には教育委員会の中で検討いただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、余り時間ないですが、そのほかで、これは次回課題としてこの教育会議で話し合っておくべきではないかというような何かご指摘があればお受けして、閉会したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

町田委員長、よろしいですか。

- 町田委員長 特に現時点では、今いろいろなものがもう既に出てきているかなと思ひます。
- 渡部市長 吉村委員はいかがですか。
- 吉村委員 先ほど當麻委員が言われましたように、具体的なものを聞いてみたいというのがあったじゃないですか。となると、そのセクションで具体的なものが出てくると、ぽっと紹介していただくのも、議論する上でやりやすくなるのかなと思ひたりします。
- 渡部市長 具体的に何か念頭に置いておられるようなことは？
- 吉村委員 先ほどのP T Aの項目が出ていましたよね。大綱ですから、それぞれのところで具体的な案が出てきますよね。そのようなものが議論されると、結構、議論するのに盛り上がってくるのではないかと思ひたりしますが。
- 渡部市長 何かありますか。
- 曾我教育部長 あくまでも大綱ですので、個々の具体的なところというのはひとつ。
- 吉村委員 大綱には要らないです。次の議論としてどうか。
- 森教育長 大綱は大綱で決めて、そこにかかわるようなところを冒頭でもしてもらえれば話題になる。
- 吉村委員 話題提供みたいな。
- 曾我教育部長 細かく。
- 吉村委員 だから、先ほど當麻委員さんがおっしゃいましたので、P T Aのところの話題提供が出てくれば、ちょっと話が弾むかなと思ひ

たりした。そういう提案です。

○渡部市長 はい。ありがとうございます。

前回たしか當麻委員さんからだったですかね、「せっかく教育委員会と首長がテーブルに着いて話すので、教育委員会の話よりは、市長部局等も絡むような話で、市長部局のほうからも教育委員さんに知っていただきたいこと、考えていただきたいことは逐次報告をしてほしい」というような趣旨のご発言があったので、それはまた、閉会後でもご意見いただければ、次回検討させていただきたいと思います。

○當麻委員長職務代理 実は、先ほどP T Aに関して私が、質問を投げかけさせていただいたのは、教育委員会のほうのほうではああした形で示していると思いますが、大綱が、まさしく今、市長がおっしゃられたように、市長部局と一緒にになったときに、このままの感じでいいの？という意味だったのです。そういうことの意味でのP T Aということの捉まえ方。

また、タウンミーティングの中でも、そういったP T Aの団体の方との中で二学期制に関してのお話が出てきたやに市長から伺っておりますので、そうした意味の中での、実はもうちょっと大きなところで、個別ということよりか、そこでこの大綱の中にどのようなそうしたことをうたったほうがいいのかという意味のちょっと疑問だということでご理解いただければありがたいと思います。

○渡部市長 それでは、時間になりましたので、大綱のほうは若干宿題をいただきましたので、事務局でまた、今日委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、先ほど當麻委員からもお話ありましたが、広く首長と教育委員で策定をする大綱という趣旨を踏まえてということで、もう一回ちょっと、特に0歳から18歳までの相談業務を教育委員会で行うという大きな一大改革をこれから行うという視点も踏まえて、整理をもう一回お願いできればというふうに思います。

それから、個別の案件については、また動きがあればご報告をさせていただきたいというふうに思います。

教育委員会前の大変お忙しいところ、長時間にわたりましてご協議を賜りましてまことにありがとうございました。

以上で終了したいと思いますが、最後に、事務局のほうから報告があればお願いします。

○東企画政策課主査 では、事務局から1点連絡を申し上げます。

次回の第3回東村山市総合教育会議は、12月に開催を予定しております。具体的な日程が決まりましたら、ホームページ、市報等でお知らせをさせていただきます。

以上です。

- 渡部市長 それでは、これをもちまして平成27年度第2回東村山市総合教育会議を終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

午前10時25分閉会

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

平成27年10月5日

東村山市長

渡部 尚

教育長

森 純